

令和3年4月13日

本校生徒の皆さん
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長
浜田 浩 和

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和3年3月18日付で「緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について」の通知を配布したところです。

4月9日、国は、まん延防止等重点措置の東京都に対する適用を決定しました。東京都においては、4月12日から5月11日まで、23区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の6市を対象区域として、「徹底した人流の抑制」「徹底したあらゆる場面のリスク抑え込み」「徹底した医療提供体制等の整備」を三つの柱に、都県境を越える外出自粛やGW中の旅行延期、テレワークの徹底、学校における感染症対策の徹底やデジタル機器の積極的な活用など、まん延防止等重点措置を実施することとしました。

本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、改めて下記の対応を継続して実施します。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 授業終了後は速やかに帰宅

(2) 時差通学について

- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を継続する。

(3) 教育活動について

○現在の感染状況を鑑み、引き続き、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

ア 部活動について

○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○練習試合や合同練習等を行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

イ 学校行事について

○校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。

ウ 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

エ 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

○生徒のみの会食やカラオケはしない。

2 家庭における感染症対策の依頼

○家庭における感染症予防策の徹底

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電話 03-3489-2241